

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 3 月 1 日

ナカバヤシ株式会社

国際チャート株式会社

2022年3月1日

株式交換に関する事後開示書類

大阪府大阪市中央区北浜東1番20号
ナカバヤシ株式会社
代表取締役社長執行役員 湯本 秀昭

埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地
国際チャート株式会社
代表取締役社長 中之庄 幸三

ナカバヤシ株式会社（以下「ナカバヤシ」といいます。）及び国際チャート株式会社（以下「国際チャート」といいます。）は、2021年11月30日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年3月1日を効力発生日として、ナカバヤシを株式交換完全親会社とし、国際チャートを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2022年3月1日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

- (1) 会社法第784条の2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定による請求を行った国際チャートの株主はおりませんでした。
- (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
国際チャートは、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2022年2月8日付で、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるナカバヤシの商号及び住所、並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第785条第1項の規定により株式買取請求を行った国際チャートの株主はおりませんでした。
- (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

ナカバヤシは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行ったため、同第 796 条の 2 の規定による本株式交換の差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による請求に係る手続の経過

ナカバヤシは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2021 年 11 月 30 日付で、本株式交換をする旨、並びに株式交換完全子会社である国際チャートの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。

なお、ナカバヤシは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行ったため、同第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりナカバヤシに移転した国際チャートの株式の数は、本株式交換によりナカバヤシが国際チャートの発行済株式の全部（ただし、ナカバヤシが保有する国際チャートの株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の国際チャートの発行済株式総数からナカバヤシが保有する国際チャートの株式の数を除外した 2,919,940 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5.（5）記載の自己株式の消却後のものです。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) ナカバヤシは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をナカバヤシに通知したナカバヤシの株主はおりませんでした。

(2) 国際チャートは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 1 月 28 日開催の臨時株

主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

- (3) ナカバヤシは、本株式交換に際して、基準時における国際チャートの株主（ただし、後記（5）に記載の国際チャートの自己株式が消却された後の株主をいい、ナカバヤシを除きます。）に対し、その保有する国際チャートの普通株式1株につきナカバヤシの普通株式0.62株の割合をもって、ナカバヤシの普通株式を割当交付いたしました。なお、ナカバヤシが割当交付したナカバヤシの普通株式の合計は1,810,362株であり、その全てをナカバヤシが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っていません。
- (4) 本株式交換により増加したナカバヤシの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
- ① 資本金の額
0円
 - ② 資本準備金の額
会社計算規則第39条の規定に従い、ナカバヤシが別途適当に定める額
 - ③ 利益準備金の額
0円
- (5) 国際チャートは、2022年2月28日開催の取締役会の決議に基づき、基準時において国際チャートが保有していた自己株式60株の全部を、基準時において消却いたしました。
- (6) 国際チャートの普通株式は、株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において、2022年2月25日付で上場廃止となりました。

以 上